

■ 解体事業の手続きにおける注意事項 ■

以下の内容を確認し、手続きを行ってください。なお、関係規定の本文も必ず確認してください。

1 対象事業

- ・ 高さ10m超の建築物の解体（自己住居は除く）
- ・ 15戸以上の共同住宅又は長屋の解体
- ・ 商業施設（小売店、飲食店、興行場その他）の解体（一の建築物において延べ面積が500㎡以上のもの）
- ・ 産業廃棄物施設、工場、指定作業場の解体（一の建築物において延べ面積が500㎡以上のもの）

2 スケジュール

★の手続きの際に、窓口へご来庁いただく必要があります。

まちづくり条例

(1) 解体事業計画書	★(様式8号の2)	標識設置 前		26条の2
↓				
(2) 標識の設置		工事着手の 30日 前まで*	月 日 まで	規則23条
↓				
(3) 標識設置届	★(様式10号の2)	設置日含み 7日 以内	月 日	規則25条
↓				
(4) 説明会の実施等		工事着手の 15日 前まで*	月 日 まで	規則27条
↓				
(5) 説明会等報告書	★(様式12号の2)	工事着手の 10日 前まで*	月 日 まで	規則29条
↓				
(6) 工事着手届	★(様式21号の2)	着手前 あらかじめ		40条
↓				
(7) 解体工事の着手		(予定)	月 日	
↓				
(8) 工事完了届	★(様式22号の2)	完了後 速やかに		40条

* "まで"には、設置日・説明日・提出日と着手日は含みません ので注意してください。

3 注意事項

- (1) 標識の設置は、『解体事業計画書』の提出(受付)後に行ってください。
- (2) **解体事業者**とは、請負工事の大元の発注者です。(一般的には、建物の所有者です。) 24条3項
 - * 解体工事を行う施工者ではありませんので、注意してください。
- (3) 法人の場合は、代表者名まで記載いただく必要がありますので確認してください。
- (4) 不足書類及び提出図書に不備等あった場合は受付出来ませんので注意してください。
- (5) スケジュールは余裕をもって計画してください。

4 標識の設置等について

- (1) 標識は条例で様式が定められております。 (様式第9号の2) 規則21条
- (2) 販売をしていないので作成していただく必要があります。
様式と相違がある場合は設置となりませんので十二分に注意、確認を行ってください。
 - * 1文字の誤記でも設置したことになりません。
 - 例：「○施工者」→「×施工者」、「○解体事業」→「×解体工事」等
 - * 受付時点等で標識の内容に修正が生じた場合は、標識を修正した日が設置日となります。
 - この場合、条例上の設置日が"ずれる"ことになりますので、注意してください。
- (3) 標識の設置箇所(各道路に接する部分)が複数の場合は、どの標識かが区別できるよう、番号を、標識設置位置図、写真に明記してください。
- (4) 標識設置届で必要な近景写真は、標識の文字の確認が出来るものとしてください。

5 近隣周知について(標識設置・近隣説明)

- HP「開発事業等における近隣周知について」を確認してください。 ※1

6 三鷹市ホームページ

URL:<https://www.city.mitaka.lg.jp/>

- ▽ 市政情報
- ▽ まちづくり条例
- ▽ 三鷹市まちづくり条例(大規模土地取引、開発、中高層、解体) →PDF※1
- ▽ 「解体事業」の概要について → 各PDF

まちづくり条例



90センチメートル以上

解体事業計画のお知らせ

解体事業の名称		三鷹駅前ビルディング解体工事	
解体事業の所在地		三鷹市下連雀 3-〇-〇 注）住居表示です。	
解体事業の概要	延 べ 面 積	×××× m ²	
	高 さ	×× m	
	構 造	RC造	
	階 数	地上 5階 地下 2階	
着工予定		令和 6 年 1 月15日	完了予定 令和 6 年 8 月15日
工事期間中のアスベスト等の撤去期間		令和 6 年 1 月31日 ～ 令和 6 年 2 月29日	
解体事業者		(住所) 東京都三鷹市△△ 1-2-3 株式会社 ○○ (氏名) 代表取締役 ×× ×× 電話 0422 (○○) ○○○○ 注）大元の発注者です。 一般的には建物の所有者となります。	
施工者		(住所) 東京都三鷹市▲▲ 4-5-6 株式会社 ●● 代表取締役 ×× ×× (氏名) 担当者 北野 電話 0422 (●●) ●●●● 注）法人の場合は代表者まで記載してください。 注）実際に解体工事をする会社です。	
標識設置年月日		令和 5 年12月 1 日 注）解体事業計画書の提出（受付）前に設置はできません。	
・ この標識は、三鷹市まちづくり条例第27条第1項の規定により設置したものです。 ・ 三鷹市まちづくり条例第28条第 2 項に基づく上記解体事業についての説明会等は、おおむね令和 5 年12月に実施する予定です。 ・ 上記解体事業については、下記へご連絡ください。 (連絡先及び担当者名) 株式会社●● ●●部 ●●課 担当 中原 電話 0422 (●●) ●●●●			

90センチメートル以上

要注意：条例様式のため、様式と相違がある場合は設置となりません。
十二分に注意・確認を行ってください。